

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年11月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月8日から平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上池地区	善通寺市建設農林部 農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 買田池 (その2) 地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 善通寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 京田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 松浦地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業) 善通寺西部地区	〃